七一・〇二		ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		
七一〇二・一〇		選別してないもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
		工業用のもの		
七一〇二・二一		加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一〇二・二九		その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
		工業用以外のもの		
七一〇二・三一		加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一〇二・三九		その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・〇三		貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
七一〇三・一〇		加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
		その他の加工をしたもの		
七一〇三・九一		ルビー、サファイヤ及びエメラルド	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
七一〇三・九九		その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・〇四		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
七一〇四・一〇		ピエゾエレクトリックオーツ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一〇四・二〇		その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一〇四・九〇		その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・〇五		天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・〇六		銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一・〇七		銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一・〇八		金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		
		マネタリーゴールド以外のもの		
七一〇八・一一		粉	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一〇八・一二		その他の形状のもの（加工してないものに限る。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一〇八・一三		その他の形状のもの（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一〇八・二〇		マネタリーゴールド	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	

七一・〇九	七一〇九・〇〇	金を貼った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一・一〇		白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一・一一	七一一一・〇〇	白金を貼った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
七一・一二		貴金属又は貴金属を貼った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの	ＷＯ	
七一・一三		身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・一四		細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・一五		その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・一六		天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・一七		身辺用模造細貨類	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七一・一八		貨幣	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
第一五部　卑金属及びその製品				
七二		第七二類　鉄鋼		
七二・〇一		銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七二・〇二		フェロアロイ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七二・〇三		鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七二・〇四		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	ＣＴＨ	
七二・〇五		銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七二・〇六		鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七二・〇七		鉄又は非合金鋼の半製品	ＣＴＨ（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	
七二・〇八		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＣＴＨ（第七二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	
七二・〇九		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＣＴＨ（第七二・〇八項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	
七二・一〇		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・〇八項又は第七二・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	
七二・一一		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	ＣＴＨ（第七二・〇八項又は第七二・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	